

大田小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校、家庭、地域が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「山口県いじめ防止基本方針」「美祢市いじめ防止基本方針」をもとに「大田小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義といじめ防止に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「どの子ども・学級・学校にも起こりうるもの」という基本認識のもと、すべての児童が安全かつ安心して学校生活を送ることができるように、いじめのない学校・学級づくり（未然防止・早期発見）に全力で努める。

いじめが起きた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組む。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

「いじり」と言われる行為についても、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えないところで被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は

いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通して行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点(3か月を目安)において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

年2回開催し、いじめが起こった場合には、組織的かつ迅速・的確に対処するために臨時に開催する。

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談、養護教諭、学年担任、スクールカウンセラー(SC)、必要に応じてPTA会長・副会長、学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー(SSW)等で構成する。

(2) 児童理解の会

毎週1回の連絡会に開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導方法についての情報交換及び共通理解を図る。

3 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

① 学級経営の充実

一人ひとりの子どもにとって、学級が「共に学び・共に生きる」場となるように、「絆づくり」と「居場所づくり」に努める。

【児童自らが絆をつくる】

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、子ども自ら「絆」を感じ取り、「絆」を紡いでいくことである。教職員に求められるのはそのための「場づくり(場や機会の提供)」である。

【教職員が居場所をつくる】

「居場所づくり」とは、子どもが安心できるとともに、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくり出すことである。すなわち、教職員が子どものためにそうした「場づくり」を進めることであり、子どもはそれを享受

する側になる。」

(美祿市いじめ防止基本方針 より)

大田小学校は、

「すべてに『愛』を」テーマとし、高め愛（合い）、信頼し愛（合い）、認め愛（合い）、励まし愛（合い）、支え愛（合い）、のある学級を教師と児童が一体となって作り上げていく、「学級づくり」を教育活動の基盤としてとらえ、以下のようなことに日々取り組んでいく。

- ① 安心して活動できる学級・学校づくり
 - 一人ひとりのよさを認め合うことで、児童の自己肯定感や学級の支持的風土を高める。
 - いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを指導し理解させる。
 - 話し合い活動やグループ活動を通して、互いに尊重し、よさを認め合い、協力し合う仲間づくりを行う。
 - ② 「主体的・対話的で深い学び」による学力の定着
 - 「主体的・対話的で深い学び」を通して、児童一人ひとりの学習内容の確実な定着を目指す。
 - 「学ぶ楽しさ」や「学ぶ喜び」を実感させるとともに、基礎・基本の定着を図り、学習意欲の向上を目指す。
 - 教師による適切な評価や児童相互の肯定的な評価を繰り返すことで、自己有用感を高め、生き生きと学校生活を送ることができるようにする。
 - 児童の不適切な言動に対しては毅然とした態度で接することで、人間尊重の意識を高める。
 - ③ 道徳教育の充実
 - 道徳教育を通して、命の大切さや思いやりの心を育むとともに、規範意識を高める。
 - ④ 特色ある活動づくり
 - にこにこ班での掃除や遊び、児童集会等を行うことで、人と人とのつながりを大切にする。
 - 地域の方と連携した行事やクラブ活動を通して、人との関わりを大切に
する心情を養う。
 - ⑤ 家庭・地域とともにつくる学校づくり
 - コミュニティ・スクールを積極的に活用して、地域・家庭と連携・協働した、いじめ防止に向けての取り組みを実践する。
 - 授業参観や保護者懇談会の開催、学校・学年だよりによる広報活動等により、いじめ防止対策やいじめの実態、指導方針等についての情報提供を行う。
 - いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、いじめ防止のための取組の改善を図る。
- ※ いじめ防止基本方針は学校のホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、入学時や各学年の開始時に児童・保護者に説明をする。

(2) いじめの早期発見

① 日々の児童観察

- 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 朝の健康観察、休み時間や給食時間、放課後の児童の様子に目を配り、児童理解に努める。

② きめ細かな情報収集と教育相談の実施

- 日記により児童の行動や友人関係を把握したり、連絡帳等を活用して保護者と密に連絡を取ったりして指導に生かす。
- 「大田っ子アンケート」を週1回確実に実施し、結果を全教職員で共通理解し、気になる児童については個別に話を聞く機会を設定する。
- 先生とのおしゃべりタイムを学期に1回実施し、児童に対する理解を深めたり、困り感や課題を把握したりすることで、今後の指導に生かすことができるようにする。

「大田っ子アンケート」の活用の仕方

水曜日朝の会 「大田っ子アンケート」実施

水曜日～金曜日までの間

【「いじめ」と認知される事案がある場合】

- ・担任が集計、教育相談（情報収集）→→教育相談係・生徒指導に報告→→管理職へ報告→→全教職員で情報共有→→「いじめ対策委員会」を招集し対応を協議

【「いじめ」と認知される事案がない場合】

- ・担任が集計、教育相談（情報収集）→→集計表を教育相談係に提出→→管理職へ報告→→全教職員で情報共有

- 学期に1回、「大田っ子アンケート」を家庭で保護者とともに記入してもらう。その際、児童の様子について保護者からの気づきを記入する欄を設ける。このことにより、児童の様子を保護者にも知ってもらうとともに、保護者の思いを知ることにもできる。得た情報は、学校での指導や教育相談に生かす。
- 「心をつなぐ、1・2・3運動」（主として不登校対策）を確実に実施し、児童の様子をつかむとともに保護者との信頼関係・連携体制を構築する。

(3) いじめの早期対応

① 正確な実態把握

- 当事者や周囲の児童から聞き取りを行い、必ず記録を取り、事実確認に努める。
- 必要に応じて保護者と連絡を取り、家庭での様子を聞いたり、学校での様子を伝えたりする。

② 指導体制・指導の方向性の決定

- いじめ対策委員会を開き、情報の共有化を図り、指導の方向性について話し合い決定する。

- 全教職員で共通理解を図り、組織で対応する。
- 必要に応じて SC や SSW と連携を図り、効果的な対応方法について助言を受ける。
- ③ 児童への支援・指導
 - いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。いじめた子の背景を把握し、その子の困り感等について配慮し、指導する。
 - 表面的にはいじめが解消したように見えても、実際は陰でいじめが行われていることもあるので、慎重に児童の行動を見守る。
- ④ 保護者との連携
 - いじめられた児童の保護者には、事実を正確に伝え、学校としての対応方法についてもていねいに説明する。
 - いじめた児童の保護者には、事実とともに、学校と家庭とで連携して指導することの必要性を伝え協力を得る。

いじめ初期対応の流れ 初期対応が重要

【本人・保護者等からの訴えがあった場合】

1日目（当日）

教育相談係・生徒指導、管理職へ報告→→市教委へ速報連絡→→全教職員で情報共有→→緊急に「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議→→児童（加害・被害）からの聴き取り、保護者連絡（家庭訪問等）

2日目

児童（加害・被害）への指導、ケア→→学級全体への指導→→保護者連絡（家庭訪問等）→→全教職員で情報共有

【欠席が続き、その事由が「いじめ」であった場合】

1日目

電話連絡 「心をつなぐ、1・2・3運動」

2日目

家庭訪問

3日目

ケース会議を開く。欠席理由がいじめによるものと判断された場合は、「いじめ対策委員会」を立ち上げる。

初期対応の留意点

㊦ いあくのことを想定し ㊧ んちょうに ㊨ ばやく対応

㊩ いいを持って ㊪ しきで動く

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席するこ

とを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法 第28条)

生命、心身又は財産に重大な被害 とは

- ◇ 子どもが自殺を企図した場合 ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合 ◇ 精神性の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている とは

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 連続欠席3日でケース会議を開く。欠席理由が重大事態と判断された場合は、早急に「美祢市いじめ防止基本方針」の「重大事態への対応（ガイドライン）」に基づいて調査・報告等を行う。

② 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、美祢市教育委員会に速やかに報告する。
- 美祢市教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

※ 重大事態の調査の主体が学校の場合は、「美祢市いじめ防止基本方針」の「重大事態への対応（ガイドライン）」に基づいて調査・報告等を行う。

4 いじめ防止に向けた年間計画

活動内容について

未然防止に関すること…① 早期発見に関すること…②

早期対応に関すること…③ 家庭・地域・関係機関との連携に関すること…④

月	活 動 内 容	備考
4	職員会議（児童理解の会）①②③ 学級開き（学級・個人での目標づくり）① 参観日・保護者学級懇談会・PTA総会④ 家庭訪問④ 縦割り班（にこにこ班）活動開始① いじめ防止基本方針の見直し①②③④	
5	運動会①	
6	人権参観日①④ 第1回先生とのおしゃべりタイム①②③④	「大田っ子アンケート」を家庭で実施
7	学期末保護者個人懇談会④	
8	いじめ問題に関する校内研修会①②③④	
9	第2回先生とのおしゃべりタイム①②③④ スマホ・ケータイ安全教室①	

10	いじめ防止根絶協調月間①④	
11	ふるさとのみなさんありがとう集会① いじめ対策委員会①②③④	「大田っ子アンケート」を 家庭で実施
12	学期末保護者個人懇談会④	
1		
2	第3回先生とのおしゃべりタイム①②③④ いじめ対策委員会①②③④ 職員会議（反省と新年度に向けて）①②③④	「大田っ子アンケート」を 家庭で実施
3		
通年	「大田っ子アンケート」の実施①②③④ 児童理解の会①②③④ 朝のあいさつ運動（「みとうの日」）①②④ 生活目標の定着に向けた取組① S・Cによる授業参観等の実施（随時）①②③ S・Cによる保護者対象の教育相談の実施（月3回程度）④ 授業研究会の公開（ユニット型研修）④ 読み聞かせの実施（教師・地域ボランティア）①④ 縦割り班（にこにこ班）活動① 一斉下校①④ いじめ対策委員会（随時）①②③④	

5 重点的に取り組む内容と取組目標（チェックリスト）

未然防止に関すること

（1）児童の主体的な参画

取組内容	取組目標	チェック
児童会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会が主体となり、いじめ防止を呼び掛ける取り組みを企画・実行する。 運営委員会が主体となり、あいさつを活性化させる取り組みを企画・実行する。 	
学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に向けて自分たちにできることについて各学級で話し合う。 いじめ防止に関わるスローガンを作り校内に掲示する。 	

（2）児童に対する教育・啓発

取組内容	取組目標	チェック
児童の心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 朝読書や教師・地域ボランティアによる読み聞かせを年間通して実施する。 地域の歴史や自然にふれる活動を実施し、地域のよさを実感させる。 教師・保護者・地域が連携したあいさつ運動 	

	を展開し、あいさつを通して他者を大切にしようとする心を育てる。	
自他ともに認めあう人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 全教職員で児童の言動に目を配り、適切な言動がとれるようにする。<u>特に言葉遣いに気をつけさせる。「親しき仲にも礼儀あり」</u> • 人権教育参観日には、全学級で人権教育に関わる授業を実施、公開する。 	
いじめ問題に関わる、児童の解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 学級会や授業場面での話し合い活動を通して、自発的・自治的な能力を高める。 • ソーシャルスキルトレーニングを発達段階に応じて取り入れ、自己コントロールができるようにする。 	
専門家によるいじめ問題や人権教育に関わる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 教育講演会や道徳の時間にゲストティーチャーの話聞くことなどを通して、人権・いじめに関する学習機会を増やす。 	
児童の存在や意見が大切にされる授業・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • <u>一人ひとりのよさを認め合う場を設け、児童の自己肯定感や学級の支持的風土を高める。</u> • 話し合い活動やグループ活動を積極的に行い、互いに尊重し、よさを認め合い、協力し合う仲間づくりを行う。 	
いじめ防止根絶強調月間における取組	<ul style="list-style-type: none"> • いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを繰り返し指導し理解させる。 • いじめ問題に関わる道徳授業を実施し、いじめはしない、許さないという心情を高める。 • 掲示、校内放送、全校集会、朝・帰りの会など様々な場で強調月間であることを話し、意識づける。 	
思いやりの心を育てる異学年交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 縦割り班遊びの時間を確保し、教師の支援のもと活動が充実するよう努める。 • 異学年交流授業を実施するとともに、休憩時間の異学年遊びを促し、心の交流が深まるようにする。 	
ネット上でのいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • パソコン使用時のマナー指導を継続する。専門家による「スマホ・ケータイ教室」を参観日に行い、保護者の啓発にも努める。 	

(3) 教員に対する研修・支援等

取組内容	取組目標	チェック
いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組に関わる教員	<ul style="list-style-type: none"> • 生徒指導主任(いじめ対策担当教員)を中心に、全教職員が情報を共有し、共同歩調で児童の見守りと指導にあたるとともに、問題発生の際は役割分担の上、対処していける体制 	

体制の整備	を日頃からつくっておく。	
学校のいじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員の周知	<ul style="list-style-type: none"> • 年度末には、当該年度の取組を反省し、方針の見直しをする。見直した方針に従って新年度の取組を始める。 • 年度当初の職員会議で基本方針を周知し、できるだけ早く体制を整える。 	
学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> • 毎週1回の連絡会の際に、児童に関する情報を共有する場を設け、全教職員で全校児童を見守る体制づくりに努める。 	

早期発見に関すること

(1) いじめに対する情報収集

取組内容	取組目標	チェック
いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 「大田っ子アンケート」を毎週実施し、情報収集する。また、学期に1回は家庭でこのアンケートを実施し、児童の様子を知ってもらうとともに、心配なこと等を把握する。 	
いじめに関する情報の集約と連絡・報告の体制	<ul style="list-style-type: none"> • 担任から提出された集計表をとりまとめ、管理職に提出・報告する。アンケートの結果を分析し、管理職と相談の上、対応についての指示を出す。いじめと思われる事案については、いじめ対策委員会を立ち上げる。 	
校内外での児童の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> • 休み時間や登下校時にいじめが発生することが多いことから、生徒指導担当を中心に休み時間に校地内の見回りをする。下校指導については担任を中心に実施する。 	
教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> • アンケートの結果をもとに、相談希望の児童がいれば、早急を実施する。相談希望はなくても、必要と考えられる児童については、教育相談を行う。 • S・Cの来校日は児童に知らせ、相談希望児童をS・Cにつなぐ。希望はなくても必要と思われる児童については、S・Cから声かけをしてもらうなどする。 	
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 学級通信や週予定などにより、学校での様子が家庭に伝わるようにする。 • 日頃から電話や連絡帳でこまめに家庭連絡をし信頼関係を築くよう努める。特に、欠席の場合は必ず連絡を取り、児童の様子を確実に把握しておく。 • 家庭でのネットやスマホ・ケータイの使用状況についても懇談会等の場で把握しておき、折にふれて安全な使い方についての啓発を行う。 	

(2) いじめに関する情報共有

取組内容	取組目標	チェック
いじめ事案の情報共有を図るための「児童理解の会」の開催	・放課後の職員連絡会の際にも、気になる児童についての情報共有をする。	
学年や校種を超えた情報共有の推進	・同一中学校区の他小学校、中学校、保育園ともこまめに情報交換をし、いじめにつながると思われる情報は早く収集できるようにする。	

いじめへの対応に関すること

取組内容	取組目標	チェック
組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・聞き取りや解決に向けての対応（進め方、役割分担等）をあらかじめ決めておき、速やかに対応できるようにしておく。	
いじめ事案の解決に向けた対応	・複数教員で見守る体制を組みいじめを受けた児童の様子や変化を細かく見取り支援する。 ・S・Cなどの専門家と連携し、心の回復支援につなげる。	
ネット上でのいじめへの対応	・家庭との連携・協力を得ながら、問題解決につなげる。	
重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・関係機関との連携・指導助言のもとできるだけ速やかにアンケート調査を行い、情報を収集する。	
いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・収集した情報を分析し、事実を保護者に伝える。指導内容と共にその後の経過も伝える。	